

「鳩山町制施行 40 周年記念冠事業」募集要項 ～町民とともに祝う、町制施行 40 周年記念冠事業～

1. 趣旨

鳩山町は令和 4 年（2022 年）に町制施行 40 周年という節目を迎えます。その節目に当たり、町民とともに 40 周年を祝い、町の魅力を幅広く周知するため、各種団体等が実施し、40 周年記念にふさわしい事業に冠の使用を認め、広報やホームページで事業の周知・PRを図ります。

2. 事業根拠

本事業は、「鳩山町制施行 40 周年記念冠事業取扱要綱」に基づき、実施します。

3. 冠の種類

次のいずれかの名称とします。

- (1) 鳩山町制施行 40 周年記念
- (2) 鳩山町制施行 40 周年記念事業
- (3) 祝鳩山町制施行 40 周年

4. 対象事業

次の要件のいずれかに該当するものとします。

- (1) 町内で実施され、鳩山町制施行 40 周年の機運を盛り上げるもので、かつ、町の持つ魅力を町内外に情報発信できるものであること。
- (2) 町が出資する公益法人、町の振興若しくは公共的活動を目的として結成された町内に活動拠点を置く団体、町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有する者が実施するものであること。
- (3) 実施者が実施費用を自ら負担するものであること。
- (4) 営利目的の宣伝又は広告活動に用いるものでないこと。ただし、町の振興に寄与すると認められるときは、この限りでない。
- (5) 個人の宣伝又は広告活動に用いるものでないこと。
- (6) 特定の思想、宗教等を助長し、又は圧迫するものでないこと。
- (7) 特定の政党、政治上の主義を支持し、又は反対するものでないこと。
- (8) 法令や公序良俗に反しないもの又はそのおそれのないものであること。
- (9) 専ら収益事業に類するものではなく、かつ、入場料等が適当であること。
- (10) 鳩山町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 15 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等が関係していないこと。

5. 認定のメリット

- (1) 冠（名称）の使用

- (2) 広報はとやま、町ホームページで周知・PR
- (3) 鳩山町制施行 40 周年記念事業ロゴマークの使用
- (4) 鳩山町制施行 40 周年記念事業キャッチフレーズの使用

6. 募集期間

随時

7. 応募方法

「8. 提出書類」に必要事項を記入のうえ、郵送、メールまたは役場 2 階の政策財政課までご持参ください。（持参の場合は平日 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなります。）

【郵送先】 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸 184-16
鳩山町役場 政策財政課 政策・広報情報担当宛て
【E メール】 h220@town.hatoyama.lg.jp

8. 提出書類

- (1) 鳩山町制施行 40 周年記念冠事業承認申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業の概要がわかる書類等（企画書、チラシ等）
- (3) 申請者の概要がわかる書類等

9. 結果の通知

申請のあった事業については、鳩山町町制施行 40 周年プロジェクトチームにて審査を行います。

審査後、「鳩山町制施行 40 周年記念冠事業承認通知書（様式第 2 号）」または「鳩山町制施行 40 周年記念冠事業不承認通知書（様式第 3 号）」により、審査の結果を通知いたします。

なお、結果の通知は令和 4 年 3 月中旬～下旬（それ以降の応募案件は随時）を予定しています。

10. 注意事項

(1) 事業中止等の届出について

冠事業の承認を受けた後に、事業を中止または事業内容等を変更する場合は、「鳩山町制施行 40 周年記念冠事業変更（中止）届出書（様式第 4 号）」を提出してください。

(2) 実績報告について

事業終了後は、冠事業終了後 40 日以内に「鳩山町制施行 40 周年記念冠事業実績報告書（様式第 6 号）」を提出してください。

(3) 公表について

対象事業となった事業については実績等の成果を町ホームページで公表します。
ただし、代表者等の個人情報については、審査等、必要な範囲以外では使用しません。

11. お問い合わせ先

鳩山町役場 政策財政課 政策・広報情報担当（本庁舎 2 階）

〒350-0392 鳩山町大字大豆戸 184-16

TEL 049-296-1212（直通） FAX 049-296-2594

Eメール:h220@town.hatoyama.lg.jp